

令和元年度

安城市補正予算書

## 第138号議案

### 令和元年度安城市一般会計補正予算（第3号）について

令和元年度安城市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,311,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,217,698千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年12月2日提出

安城市長 神谷 学

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 国庫支出金		8,548,676	130,000	8,678,676
	10 国庫補助金	2,563,958	130,000	2,693,958
80 寄附金		73,585	12	73,597
	5 寄附金	73,585	12	73,597
90 繰越金		2,071,053	334,168	2,405,221
	5 繰越金	2,071,053	334,168	2,405,221
99 市債		2,362,000	847,000	3,209,000
	5 市債	2,362,000	847,000	3,209,000
歳 入 合 計		69,906,518	1,311,180	71,217,698

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		6,182,839	47,000	6,229,839
	5 総務管理費	4,837,743	26,900	4,864,643
	15 戸籍住民基本台帳費	408,507	17,300	425,807
	20 選挙費	264,126	1,800	265,926
	30 監査委員費	42,836	1,000	43,836
15 民生費		25,042,824	28,750	25,071,574
	5 社会福祉費	11,287,387	6,250	11,293,637
	10 児童福祉費	12,276,353	22,500	12,298,853
20 衛生費		6,368,260	2,200	6,370,460
	10 環境費	3,410,495	2,200	3,412,695
25 労働費		78,185	4,500	82,685
	5 労働諸費	78,185	4,500	82,685
30 農林水産業費		1,402,332	5,130	1,407,462
	5 農業費	1,402,332	5,130	1,407,462
40 土木費		11,616,173	3,200	11,619,373
	10 道路橋りょう費	2,686,199	3,000	2,689,199
	20 都市計画費	5,901,514	200	5,901,714
50 教育費		11,290,260	1,220,400	12,510,660
	5 教育総務費	1,474,632	100	1,474,732
	20 幼稚園費	474,612	400	475,012
	25 社会教育費	2,273,956	700	2,274,656
	30 保健体育費	4,509,089	1,219,200	5,728,289
歳 出 合 計		69,906,518	1,311,180	71,217,698

## 第2表 継続費補正

追 加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
50 教育費	30 保健体育費	北部学校給食施設整備事業	3,048,000 千円	令和元年度	1,219,200 千円
				令和2年度	1,828,800

### 第3表 債務負担行為補正

#### 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
テレビ電話通訳及び電話通訳事業	令和元年度～令和2年度	3,000
夜間防犯パトロール事業	令和元年度～令和2年度	22,000
虹の家管理運営事業	令和元年度～令和6年度	68,000
ビジネス交流スペース管理運営事業	令和元年度～令和2年度	9,000
道路施設管理事業	令和元年度～令和2年度	62,000
道路側溝等新設改良事業	令和元年度～令和2年度	70,000
国土強靱化地域計画策定事業	令和元年度～令和2年度	10,000
天文普及事業	令和元年度～令和2年度	6,000
安祥文化のさと駐車場用地取得事業	令和元年度～令和2年度	67,500
安祥文化のさと駐車場整備事業	令和元年度～令和2年度	8,200
スポーツセンター自動券売機等更新事業	令和元年度～令和2年度	34,500
南部学校給食施設空調設備改修事業	令和元年度～令和2年度	87,000
北部学校給食施設厨房設備整備事業	令和元年度～令和2年度	864,000

#### 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
		千円		千円
広報あんじょう発行事業	令和元年度～令和2年度	52,000	令和元年度～令和2年度	114,000
日本語初期指導教室事業	令和元年度～令和2年度	8,000	令和元年度～令和2年度	14,000

## 第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北部学校給食施設整備事業	千円 847,000	普通貸借 又は 証券発行	%  4.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該利率見直 し後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換え することができる。

第139号議案

令和元年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正  
予算（第2号）について

令和元年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「別表 債務負担行為補正」による。

令和元年12月2日提出

安城市長 神谷 学



別表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
桜 井 施 設 整 備 事 業	令和元年度 ~ 令和2年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 15,000

第140号議案

令和元年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度安城市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,451,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月2日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,019,862	10,385	2,030,247
	5 国庫負担金	1,737,468	10,000	1,747,468
	10 国庫補助金	282,394	385	282,779
20 支払基金交付金		2,628,736	13,500	2,642,236
	5 支払基金交付金	2,628,736	13,500	2,642,236
25 県支出金		1,428,218	6,250	1,434,468
	5 県負担金	1,325,518	6,250	1,331,768
35 繰入金		1,691,904	6,250	1,698,154
	5 一般会計繰入金	1,641,668	6,250	1,647,918
40 繰越金		1	13,615	13,616
	5 繰越金	1	13,615	13,616
歳 入 合 計		10,401,000	50,000	10,451,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 保険給付費		9,424,576	50,000	9,474,576
	20 高額介護サービス等費	162,500	50,000	212,500
歳 出 合 計		10,401,000	50,000	10,451,000